



社援総発0701第1号
平成23年7月1日

福島県 災害救助担当主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



特定避難勧奨地点における応急仮設住宅の取扱いについて

今般、「被災者向けの住宅供給の促進等に関する検討会議」(座長 池口国土交通副大臣)において、「応急仮設住宅の供給等に関する当面の取組方針」が改正され、「特定避難勧奨地点」における応急仮設住宅については、別添の取扱いとすることとなりましたので、御了知ください。

なお、管下政令指定都市及び中核市並びにその他の市町村に対しても、この旨情報提供いただきますよう併せてお願いします。

(ポイント)

- ・ 特定避難勧奨地点近傍における応急仮設住宅の建設・借り上げ・補修及び住宅の応急修理の予定がある場合及びすでに入居している応急仮設住宅が特定避難勧奨地点に位置付けられた場合の取扱いについて

(「応急仮設住宅の供給等に関する当面の取組方針」の5)

被災者向けの住宅供給の促進等に関する検討会議
平成23年4月5日 決定

平成23年6月20日最終改正

応急仮設住宅の供給等に関する当面の取組方針

今後、被災者の生活を一日も早く安定させるため、以下により取り組みを進め、応急仮設住宅の供給の促進を図っていくこととする。

1. 応急仮設住宅の供給については、被災各県による用地確保の支援などを通じて概ね2ヶ月で少なくとも3万戸の供給を行うとともに、被災各県の要請に応えられるよう、その後の3ヶ月で3万戸程度の供給を行えるよう準備を進め、被災各県の要請に応じ、柔軟な対応を図る。
2. 応急仮設住宅のさらなる供給を促進するため、(社)住宅生産団体連合会に対し、協力を要請するとともに、特に被災地域の復興支援・雇用創出の観点も踏まえ、地域の工務店などの建設業者などによる応急仮設住宅の供給を促進する各県の取組を支援する。
3. 輸入住宅等についても活用を図るため、標準的な規格・仕様を満たす住宅を生産する能力があり、建設及びアフターサービスが整っている事業者を活用できるよう、各県における事業者登録等の取り組みを支援する。
4. 応急仮設住宅の建設用地を確保するため、国有地や国の機関が保有している用地等を積極的に活用することとし、被災各県に情報提供を行い、用地確保を支援する。併せて、必要に応じ、民間企業が所有している土地や農地を活用することとし、各県に対し、必要な助言等を行う。
5. 応急仮設住宅（民間賃貸住宅、空き家、公営住宅等の借り上げによる場合を含む。）の供与及び応急修理の対象地域決定に当たっては、対象地域決定時点において、警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域以外の地域を応急仮設住宅の供与及び応急修理の対象とする。また、工事着手後においても、警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定の見直しにより、対象地域が警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に含まれることとなった場合には、工事を

中断する。

ただし、原子力災害対策本部において、夫婦のみの世帯、成人の単身世帯等屋内退避又は自力での避難が可能な方で構成される世帯は緊急時避難準備区域における民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅を活用できるとの考え方が示されたことを受け、当該地域においては、この考えに従った民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供与は認められるものとする。なお、引き続き、特に子供、妊婦、要介護者、入院患者の方など自力での避難が困難な方は、この区域に入らないようすることが原子力災害対策本部により求められていることに留意する。

また、特定避難勧奨地点についても、原子力災害対策本部の示した取り扱い方針に従い、特定避難勧奨地点近傍において応急仮設住宅（民間賃貸住宅、空き家、公営住宅等の借り上げによる場合を含む。）の建設・借り上げ・補修及び住宅の応急修理の予定がある場合には、建設・借り上げ・補修及び応急修理を凍結し、当該地点の解除が行われた場合に再開することとし、すでに入居している応急仮設住宅が特定避難勧奨地点に位置づけられた場合においては、一般の住宅同様、注意を喚起し、避難を支援・促進し、新たな入居は行わないものとする。

6. 被災地域における雇用の創出の観点も踏まえ、応急仮設住宅の建設に当たっては、地域の労働力を最大限活用することとし、応急仮設住宅の供給を行う事業者に対し要請する。

7. 被災者の当面の住居の確保を図るため、応急仮設住宅の供給と併せ、公営住宅やUR賃貸住宅、雇用促進住宅、国家公務員宿舎等の空家の活用を図ることとし、各県及び被災者に対し、情報の一元的な提供を行う。

併せて、民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として活用できるよう、関係団体の協力を得て、各県に対する情報提供等を行う。

8. 被災三県について、甚大な被害により、県外など遠方の応急仮設住宅（民間賃貸住宅、空き家、公営住宅等の借り上げによる場合を含む。）、公務員宿舎、雇用促進住宅等に一時的に入居されている方々について、避難者の具体的な事情を勘案して、県がやむを得ないと認める場合には、地元の応急仮設住宅への入居を認めることとしても差し支えないものとする。

ただし、被災地の公共施設等の避難所で厳しい生活をしている避難者や、ホテル、旅館等の避難所で生活をしている避難者への対応がおろそかにならぬよう、入居者の選定に当たっては、避難者の実態を勘案して、県において適切に対応することとする。

9. 応急仮設住宅の入居については、被災者、特に高齢者などが安心して居住できるように、地域の実情に応じ、従前のコミュニティが可能な限り維持されるよう配慮するものとする。

このため、入居者選定に当たる地方公共団体に対し、必要な助言を行うなど積極的に協力する。

併せて、一定規模以上の応急仮設住宅の建設に際しては、集会所などコミュニティに必要な施設を併設するなど、きめ細かい取組みが行われるよう各県を支援する。

10. 応急仮設住宅の供給に必要な資材については、その確保に支障が生じないよう、関係省庁が連携して取り組むとともに、全国的な資材の需給状況について、引き続き注視していく。

11. 被災者の当面の居住対策と併せて、恒久的な住宅対策を進めることとし、必要に応じ、災害公営住宅の建設等に着手できるよう、被災地域の地方公共団体との調整を進める。

特定避難勧奨地点における応急仮設住宅等の取扱い

平成 23 年 6 月 16 日
原子力災害対策本部

特定避難勧奨地点における応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理の取扱いについては、現在、以下のとおりの対応を行うことが望ましいと考えている。

1. 特定避難勧奨地点近傍において応急仮設住宅の建設・借り上げ・補修及び住宅の応急修理の予定がある場合の応急仮設住宅の建設・借り上げ・補修及び住宅の応急修理のあり方について

政府の避難指示等の区域外であって、計画的避難区域とするほどの地域的な広がりが見られない一部の地域で事故発生後 1 年間の積算線量が 20 mSv を超えると推定される空間線量率が続いている地点であり、こうした状況を不安に感じる住民がいることは当然であり、また、生活形態や家族形態によっては、20 mSv を超える可能性も否定できないことから、当該地点を「特定避難勧奨地点」とし、そこに居住する住民に対して、注意を喚起し、避難を支援、促進することとしている。また、空間線量率の測定値は変動するため、モニタリングを定期的に実施し、対象の市町村や住民の方にしっかりと情報提供するとともに、放射線量が下がった場合には、現地対策本部、福島県、市町村で協議し、解除も柔軟に行うこととしている。

このため、特定避難勧奨地点近傍において応急仮設住宅（民間賃貸住宅、空き家、公営住宅等の借り上げによる場合を含む。）の建設・借り上げ・補修及び住宅の応急修理の予定がある場合には、特定避難勧奨地点の解除が行われるまでは、応急仮設住宅の建設・借り上げ・補修及び住宅の応急修理を凍結することとし、モニタリングの結果、解除が行われた場合に、応急仮設住宅の建設・借り上げ・補修及び住宅の応急修理を再開することが望ましいと考える。

2. すでに建設され、入居も終わっている応急仮設住宅が特定避難勧奨地点として特定された場合の扱いについて

「特定避難勧奨地点」では、そこに居住する住民に対して、注意を喚起し、避難を支援、促進することとしており、その対応は一般の住宅の居住者と応急仮設住宅居住者とで対応を異にするものではない。したがって、一般の住宅同様、「注意を喚起し、避難を支援、促進する」との対応が図られるものとし、特定避難勧奨地点の解除が行われるまでは、新たな入居についても行わないものとする。

その結果として、応急仮設住宅に入居されていた方が避難をされ、その応急仮設住宅が空家となることは、国民の生命・健康を守る観点からは止むを得ないことと考える。